

平成30年度 第3回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成31年2月18日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議 事

- (1) 日本国際教育支援協会における事業計画について
- (2) 民間シンクタンクによる分析結果等の報告
- (3) 委員会報告書(案)の審議
- (4) その他

4. 出席者

◎委員

遠藤委員、小田中委員、宗野委員、丹野委員、林委員(委員長)、松橋委員、大森委員、大谷委員

◇オブザーバー(文部科学省)

塩崎学生・留学生課長

○(独)日本学生支援機構(以下、「機構」)

遠藤理事長、大木理事長代理、前畑奨学事業戦略部長、谷江債権管理部長、大西機関保証業務課長

■(公財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」)

奥村機関保証センター長

●分析業務受託業者

PwCあらた有限責任監査法人

5. 議事概要

議事に先立ち文部科学省の塩崎学生・留学生課長より、現在の保証制度(人的保証・機関保証)について、社会環境の変化等による課題が生じてきていることから、今後、省内に有識者会議を設置し、保証制度の在り方に関する検討を行っていく旨の説明があった。

事務局より、第4回委員会において予定されていた平成30年度機関保証制度検証委員会報告書(案)の審議を第3回委員会において行う旨の平成30年度機関保証制度検証委員会審議日程

の変更（案）について説明が行われ、承認された。

・第2回委員会（書面審議）における質問事項について

第2回委員会において委員より提示されていた質問に対して、分析業務受託業者より説明があった。

【質問】

破産を理由とする代位弁済が増えているとの報告について、要因として考えられる事項はあるか。

【回答】

代位弁済された債権全体のうち、破産を理由とする案件の構成比率が平成29年度以降増加している。この点、平成30年度途中の実績によると、破産を理由として代位弁済された案件においては、代位弁済全体に比べて1件当たりの債権額が大きい傾向が見受けられる。すなわち、代位弁済全体における1件あたりの金額は208万円程度である一方、破産を理由とする代位弁済の1件あたりの金額は224万円程度であった。しかしながら、返還者における他の金融機関への負債額が不明であるほか、司法統計における自己破産申立件数は緩やかに減少しているのが中長期的なトレンドである。このため、引き続き、今後の動きを注視していく必要があると考える。

上記の説明に関連して、以下のとおり質疑応答があった。

◎ 委員

機構が現場において破産に係る何らかの変化や動きを感じるものがあれば報告してほしい。

○ 機構

破産が増加しているといった認識はあるが、奨学金が原因の全てではないと考える。延滞に陥らず返還を続けていた方が、他の金融機関に対する債務の返済において延滞し、奨学金を含め破産に至るケースが多いように見受けられる。

○ 機構

先日の新聞報道では、自己破産申立件数が足元で増加している要因として、銀行カードローンの過剰融資が一因とみられる旨の記事が掲載されていたが、これは銀行協会のデータでも確認できる。一部の新聞報道に散見される「奨学金破産」という言葉には違和感があるが、奨学金の要返還債権数は約450万件にのぼり、自己破産者の中には奨学金の債務者も含まれているという事実も謙虚に受け止める必要がある。

◎ 委員

「奨学金破産」という言葉によって誤った認識が世間に広まることを危惧している。場合によってはメディアに抗議することも必要ではないか。

○ 機構

機構のホームページに「奨学金事業への理解を深めていただくために」という文書を掲載し、その中で「奨学金破産」という言葉についても触れつつ、日本全体の状況に比べて奨学金返還者の自己破産が特別多いわけではないことを説明している。また、破産を推奨する者が存在することは認識しており、これに対して機構は裁判所が介在する和解を勧めている。返還金や国民の税金が奨学金制度の原資であるところ、国民に対する説明責任を果たすため、多重債務による自己破産を奨学金による破産であると断定するような報道に対しては、現状を正確に示して反論していきたい。

◎ 委員

奨学金延滞者に自己破産を勧めるようなケースについて、消費生活センターや日本弁護士連合会に相談することはできないか。

◎ 委員

各々の立場や考え方の違いによる部分もあるため、これらの機関が一方向的に誤りを指摘することは考えにくいのではないか。

◎ 委員

個人破産の増加に連動して奨学金返還者の破産が増えているのだろうか。

● 分析業務受託業者

一般に公表されている司法統計によると、自己破産申立件数は緩やかに減少しているのが中長期的なトレンドで、近年はほぼ横ばいで推移している。ただ、これは法人と個人が合算されたデータである。

◎ 委員

法人と個人の区別は重要である。個人に限ったデータを取得することはできないのだろうか。

● 分析業務受託業者

機構と相談のうえ検討することとしたい。

◎ 委員

「代位弁済時破産の構成比率」・「金額基準」について、より詳しく説明してほしい。

● 分析業務受託業者

「代位弁済時破産の構成比率」とは、協会から提供された各事業年度における代位弁済の件数及び金額をそれぞれ分母として、そのうち破産を理由とする代位弁済の件数及び金額をそれぞれ分子として計算したものである。代位弁済の金額に基づいて計算したものを「金額基準」と定義し、代位弁済の件数に基づいて計算したものを「件数基準」と定義している。そして、件数基準より金額基準の方が代位弁済全体に占める構成比率が大きい。このことは、債権額が大きい案件が代位弁済されていることを示唆すると考える。

◎ 委員

平成30年度途中の実績では代位弁済全体に占める破産を理由とする案件の構成比率は約20%とのことだが、残りの約80%については求償権回収の対象になるということだろうか。

● 分析業務受託業者

ご指摘のとおりである。

◎ 委員

求償権の回収ができない破産債権の構成比率が今後増加しつづけると、保証料に上昇圧力が掛かってしまうのではないかと懸念される。今後の動向を注視するとともに、破産債権が増加しつづけるならば、その原因の分析に取り組むことが必要と考える。

◎ 委員

全体の傾向と機構奨学金の傾向が連動しているか否かの視点が重要であろう。

◎ 委員

破産を理由とする代位弁済の1件当たりの金額が約224万円とのことであるが、この水準で破産に至るとは考えにくい。また、返還期限猶予制度や減額返還制度の利用も可能であることから、奨学金のみによる破産ではなく、多重債務による破産ではないかと推察する。平成30年度途中における代位弁済全体に占める破産を理由とする案件の構成比率、すなわち約20%という数字は読み手に強い印象を与えるものの、あくまでも代位弁済に至った債権の内訳であるという点にも留意する必要があると思われる。返還者の9割以上が延滞に陥ることなく返還を続けているという実績を踏まえつつ、破産を理由とする代位弁済が返還中債権全体に占める位置づけを機構ホームページ等で周知していくことが重要である。

・ 議事（1）日本国際教育支援協会における事業計画について

協会より、事業計画について説明が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

【自己破産件数の増加について】

◎ 委員

破産の増加について、協会では原因をどう考えているか。

◎ 委員

代位弁済時にすでに破産となっているため、協会が知り得た時には、その状況を把握しがたい。民事再生については債権者の明細で状況が確認できるが、その大半が多重債務であり、奨学金債務のみのケースはない。銀行のカードローン等の借入れにより民事再生となるケースが多く見受けられる。破産や再生債権の発生については、協会の努力が及ばない点でもあるが、機関保証制度の健全性及び持続性を維持するため、これらの動向を注視し必要に応じて分析する必要があると考える。

◎ 委員

破産を理由とする代位弁済が増えているとの報告があったが、どの程度までであれば協会の運営に支障をきたさないといえるだろうか。

◎ 委員

どの程度までであれば支障をきたさないといえるかというご質問にはお答えいたしかねる。

○ 機構

公的なバックグラウンドの関係で協会には回答が難しいのではないかと考える。全国の信用保証協会が担う中小企業向け事業資金の融資に係る保証の例では、政府及び地方公共団体の監督と支援が制度上存在している。協会も公的性格を有するが、機関保証制度の運営は保証料によって行われている。協会におけるコスト面の改善や代位弁済後の回収といった努力が必要であることは論を俟たないが、今後の保証制度の在り方によっては、収支に大きな影響が及ぶ可能性がある。

■ 協会

2018年の個人の自己破産は3年連続で増加しており、前年比6.2%、73,084件であるとの新聞報道があった。また、昨年12月、協会において、個人再生の状況に係る100件程度のサンプル調査を行ったところ、借入先は平均8.4件、負債総額は平均887万円（うち協会の求償権分は279万円（32%））という結果であった。このことから、多重債務が原因で個人再生に至ったのではないかと推察される。なお、今後の見通しについて、分析業務受託業者のシミュレーションでは、協会における25年間の代位弁済後累積回収率が45%と試算されている。とはいえ、破産債権の部分を除くと、今後25年間の累積回収率は55%を超える。10年余に渡るこれまでの実績に基づく推計であると理解しているが、今後果たしてこの回収率を達成できるのか、実現可能となるよう運営体制を整えながらも、プレッシャーを感じているところである。

【協会におけるSMS利用の効果について】

◎ 委員

代位弁済後回収に関するアクションプランにおいてSMS（ショートメッセージサービス）の効果が進んでいる。一方、今後において、SMSの効果は薄れることも考えられるのではないかと。そのような場合における効果的な代替手段を具体的に検討されていければ伺いたい。

■ 協会

協会ではSMSを使い始めたのは昨年度からであり、これまでのところ一定の効果は得られていると考える。一方、SMSを見ない方もいるようである。現時点ではSMSに代わる連絡手段は持ち合わせていないが、今後、SMSと同等の機能を持つものや、低コストで利用できるものがあれば、積極的に試していきたい。

【代位弁済支出について】

◎ 委員

平成30年度の代位弁済支出見込みについて、前年度比で急増した見込額が計上されているように思うが、どのような考え方に基づく見込みなのか説明してほしい。

■ 協会

平成30年度の代位弁済支出見込みは、平成30年4月から平成31年1月までの実績に平成31年2月・3月の支出見込を合算した金額である。支出見込分については、平成31年2月・3月に延滞13月目を迎える債権を抽出し、これに代位弁済に至る比率（昨年度までの実績に基づき算出）を乗じて推計した。なお、平成31年度及び平成32年度については、分析業務受託業者による長期財政収支シミュレーションの試算結果による数値である。

・ 議事（2）民間シンクタンクによる分析結果等の報告

PwCあらた有限責任監査法人より、机上資料2及び机上資料3に基づき説明が行われた。

財政収支シミュレーションの結果及び保証料率に関する他の保証機関との比較分析の内容について、委員より異議はなかった。

なお、委員との質疑応答は次のとおり。

【財政収支シミュレーションについて】

◎ 委員

代位弁済後の回収額に関する今後の実績が一番のポイントになると考える。今回のシミュレーションは10年余に渡るこれまでの実績に基づく推計と理解しており、向こう25年間の推計を行うには更なる実績データの蓄積が必要であると考え。シミュレーションにて示された推計結果に即した実績が得られることを期待している。

◎ 委員

財政収支シミュレーションの試算結果のうち、中立シナリオの代位弁済額が平成31年度以降減っていくように思われる。この点、機関保証選択率等の前提条件を変えていないことからすると、減少の要因をどう捉えればよいか。

● 分析業務受託業者

代位弁済額減少の要因は2点あると考える。1点目は、所得連動返還方式の適状代位弁済率に関する前提の影響である。平成29年度より所得連動返還方式が導入されたことから、平成31年度より比較的大きなボリュームのある専修学校の卒業者が返還開始となる。そして所得連動返還方式が選択された債権の適状代位弁済率は定額返還者に比べて低いという前提を置いている。このことが、代位弁済額が減少する一因であると考え。2点目は、貸与規模の推移の関係である。貸与中債権数の規模は平成25年度をピークにその後減少していること、返還開始2年目の

適状代位弁済率が高いことから、貸与規模減少及び返還開始2年目を迎える時期に係るタイムラグが影響したと考える。

◎ 委員

貸与中債権数の減少は後年度における保証料収入に影響するのだろうか。

● 分析業務受託業者

シミュレーション上の後年度における保証料収入については、貸与から返還開始に至るまでのタイムラグに影響されない。

【保証料率に関する他の保証機関との比較】

◎ 委員

今回において比較検討の対象とした6つの保証機関に変更はないと理解してよいか。

● 分析業務受託業者

ご指摘のとおりである。

・ 議事（3）委員会報告書（案）の審議

機構より、机上資料3に基づき説明が行われた。

委員から特段の質問はなく、最終的な報告書の内容について委員長に一任とすることが了承された。

（以上）